

健康保険証の申請時取扱い

今後は健康保険証が発行されず、マイナ保険証が基本となります。

しかし、自治体には医療機関用のカードリーダーがないため、マイナ保険証から健康保険の資格情報を確認できません。

そのため、下記のいずれかの書類提出にご協力ください。

*マイナ保険証：健康保険証として利用するマイナンバーカードで、事前に連携手続きが必要



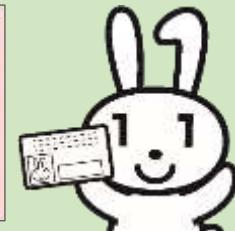
| | | |
|--|---|--|
| | 健康保険証 これまで使っていた保険証です。 右記のいずれかの日までは、従来どおり使えます。 | ① 保険者が定めた有効期限 ② 退職などによる健康保険の切換え ③ 令和7年12月1日 |
| | 資格確認書 マイナ保険証に未切換の人へ、保険者が送付するものです。 多くはプラスチック製のカードといった、従来の健康保険証と同じ形状をしています。 | |
| | 資格情報のお知らせ マイナ保険証に切換済の人へ、保険者が送付するものです。 紙の文書で届き、その一部をカードサイズに切り取ります。 医療機関でマイナ保険証が読み取りできない場合に提示します。 | |
| | マイナポータルの資格画面を印刷 マイナポータルにログインし、「その他の私の情報」→「健康・医療」→「健康保険証等情報」→「表示する」を順に選択します。 表示先の画面で、 被保険者資格情報の交付年月日から保険者名までの全項目 が入るようになります。スクリーンショットを撮って印刷してください。 | 【スクリーンショットの撮り方】 iPhone:電源ボタンとホームボタン（ない機種は音量大ボタン）を同時押し→素早く放す Android:電源ボタンと音量小ボタンを同時押し ※印刷はコンビニのネットプリントなどで可能です。 |

上記のいずれも用意できない場合

マイナンバーを確認できる書類をお持ちください。

その場合、以下についてご了承ください。

- 健康保険についての口頭での聞き取り（保険者名、被保険者名など）
- マイナンバー制度による保険者への情報照会
- 情報照会を行うため、通常より手続きに時間がかかること



病院・薬局での受給者証の提示

重度心身障害者医療や自立支援医療の受給者証情報は、マイナ保険証から読み取ることはできません。

病院・薬局の窓口では、これまでどおり各医療制度の受給者証を提示してください。

